

【提案書作成期間中における質疑】

「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業」

パートナー事業者公募に対する質問への回答（令和7年10月22日更新 ※質疑 No. 6 追加）

提案書作成期間中において、公平性担保の観点から市が公表すべき事項と判断した質疑については、随時HP上にて回答します。

No	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	評価基準の⑤電力提案単価について	評価基準に記載のある電力提案単価についてですが、こちらは市有施設への電力供給をスキームに入れる際に関係してくる部分という認識でよろしいでしょうか。 需要家様との協議の中で、外部に公表することを想定していない部分(特に価格や商務条件等)があり、公表を控えるよう言われてしまうと、提案書に内容をおりこむことが困難となってしまう場合がありますが、問題ございませんでしょうか。	市有施設に限らず、市内需要家への電力提案単価について評価しますので、具体的な単価等の公表が難しい場合であっても、差し支えない範囲での提案を行ってください。なお、電力提案単価を含む提案内容について、市が対外的に公表することはございません。

2	ケーブル横断の可否について	現在進行中の公募案件において、計画地が高速道路を挟んだ南北エリアにまたがる場合、両エリア間のケーブル接続の可否は、応募企業の提案構成に大きく影響する重要な要素です。 現状では、「優先交渉権を得た事業者のみがネクスコ様と協議可能」とのルールがあることを承知しておりますが、応募段階において接続可否の判断ができない状況は、以下のような課題を生じさせています。 ①応募事業者：提案パターンが複数となり、企業側の設計・検討負荷が大きくなる ②北海道電力：接続検討申請が複数化し、電力会社側の業務負担が増す ③苫小牧市：事業全体の検討遅延・環境影響評価の開始遅れを招く可能性がある つきましては、上記の事情を踏まえ、苫小牧市様または代表企業1社がネクスコ様に対して「高速道路横断ケーブル接続の可否」について事前確認を行うことは可能でしょうか。 本確認がなされることで、応募企業・電力会社双方の負荷軽減と、より円滑な提案・事業推進が可能となると考えております。	東日本高速道路㈱に再度確認したところ、ケーブル等の横断について協力いただけるとのことでした。 設置方法によっては、道路占用申請が必要となる場合やご希望に沿えない場合もありますが、事前に個別の相談に応じるのは難しいとのことでしたのでご理解ください。 具体的な設置方法や申請の要否については、市、東日本高速道路㈱及び選定された事業者との協議により判断することとします。
---	---------------	---	---

3	接続検討について	本事業に係る接続検討申込みを行ったが、一般送配電事業者から以下の回答があった。 ○系統の空き状況を考慮すると、申し込まれた設備容量では近傍の鉄塔への接続ができない。 ○現状では、白老変電所に自営線で接続するか、申し込まれた設備容量を一定程度まで下げることによって接続が可能となる。 このままでは、系統への接続及び工事費負担金が不透明であり事業検討が難しい状況だが、どうしたらよいか。	本公募においては、提案要件として定めている手続きのステータスはなく、接続検討に係る回答があることを必須とはしておりません。 一方で、本市としては、本公募の貸付物件において、既に系統アクセスに係る「工事費負担金契約締結」の手続きを進め、一定の容量を確保している事業者がいることを確認していますが、当該事業者に対して、公募により採択された事業者のみが当該地における事業の実施に向けた協議を行うことが可能であることを説明しております。 また、本市においても、接続検討における工事費負担金について、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク（株）と協議を重ねてきましたが、以下のとおり回答がありました。 ○接続検討の申込容量が、現状の系統空き容量を超過している場合については、工事費負担金を回答することはできない。 ○接続検討の申込容量が、系統空き容量の範囲内であれば接続が可能であるため、工事費負担金を回答することができる。 については、提案にあたり必要と判断した場合には、北海道電力ネットワーク（株）と協議のうえ、現状の系統空き容量の範囲内で接続検討を行ってください。そのうえで、系統の空き容量が増えた場合を想
---	-----------------	---	--

			定した拡張性のある事業計画を併せて提案することも可能とします。なお、これまで公表した質問への回答では、「事業期間及び電力提案単価について、1 提案者につき 1 案とさせていただきます。」としておりましたが、この場合には適用しないこととします。
4	接続検討について	公募提案時には北海道電力ネットワーク（株）からの接続検討結果なしでの応募となり、接続検討申込は正式採択後に行いますが、公募要件上、問題ございませんでしょうか。	No. 3 の回答のとおり、提案要件として接続検討に係る回答があることを必須とはしておりませんので、提案可能です。
5	接続検討について	「工事負担金契約締結」の手続きを進め、一定の容量を確保している事業者がいる。とのことですが、これは別の事業者が本公募における優先交渉権を取得した場合、その地位を継承することができるという認識でよろしいでしょうか。 また、この一定の容量を確保しているというのはどの断面での空き容量が確保できているということでしょうか。	No. 3 の回答により、提案について検討して下さい。

		「一定の容量の確保 ＝ 接続検討に関わる回答をすでに受領しており、本申込にかかる保証金を既に支払っている」という認識であり、これがどの断面での回答かによって、本事業地での接続可能容量が異なってくるかと存じます。 容量確保の時期やその容量、継承の有無によって本来最善と思われる設計や計画が、これによって大きく変わることから、一定の容量を確保しているというその情報は公開すべき内容であると考えておりますがいかがでしょうか。	
6	接続検討について	本公募における質疑応答 No. 3 にて、「系統の空き容量が増えた場合を想定した拡張性のある事業計画を併せて提案することも可能」とご回答を頂いております。 一方で、貴市のご回答にもあるとおり、現時点では既に「工事費負担金契約を締結し、一定の容量を確保している事業者」が存在しており、実際には、当該事業者が申込を取下げない限り、新たな系統空き容量は発生せず、他事業者による拡張提案を実現することはできません。	当該事業者に対しては、公募により採択された事業者のみが当該地における事業の実施に向けた協議を行うことが可能であることを説明しておりますので、No. 3 の回答により提案について検討して下さい。

	したがって、仮に本公募において、当該系統枠を確保している事業者が不採択となった場合には、その事業者に対して申込の取下げを行うよう、貴市から働きかけを実施いただくことが必要と考えております。 当該対応を実施頂けない場合、公募において拡張性のある提案を行っても、実際には北海道電力ネットワーク㈱に接続検討申込を受理いただかず、「空き容量が増えた場合を想定した事業計画」という前提自体が成り立たなくなると考えております。 つきましては、系統枠を確保している事業者が不採択となった場合には、貴市として当該事業者に申込取下げを要請または働きかけを行って頂く必要があると考えておりますが、どのような対応を行う想定かご教授頂きたく存じます。	
--	--	--